

聖籠町職員の旅費に関する条例の改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和2年9月11日

聖籠町長 西脇道夫

聖籠町条例第34号

聖籠町職員の旅費に関する条例の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

次に掲げる条例の規定中「聖籠町職員の旅費に関する条例」を「聖籠町職員等の旅費に関する条例」に改める。

- (1) 聖籠町固定資産評価審査委員会条例（昭和35年聖籠町条例第3号）第15条
- (2) 聖籠町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年聖籠町条例第46号）別表第1
- (3) 証人等の実費弁償に関する条例（昭和41年聖籠町条例第3号）第3条第1項
- (4) 聖籠町特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和46年聖籠町条例第9号）第7条第1項
- (5) 聖籠町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年聖籠町条例第11号）第27条第2項
- (6) 聖籠町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年聖籠町条例第9号）第13条第4項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。